

被災者支援の取組状況

令和6年7月1日
総務省行政評価局

能登半島地震対応(現在も実施中)



特別行政相談所の開設 (石川県内77か所で開設)



生活支援情報をまとめた ガイドブックを避難所等に配布

約1万7千部配布、約7万件のダウンロードあり。
現在、第18版

令和6年1月10日<初版>
令和6年4月1日<第18版>

令和6年能登半島地震による災害被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)

令和6年能登半島地震による災害で被災された皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。本ガイドブックは、被災後の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

- 石川県行政相談所が中心となり、関係機関と連携して作成されたもので、最新の情報を提供しております。
- 内容は、随時、追加更新してまいります。
- この冊子の印刷費は、石川県行政相談所ホームページにてリンク先(令和6年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック))に掲載しております。
- 石川県行政相談所ホームページはこちら

【石川県行政相談所での相談のお願いについて】

石川県行政相談所では、いよいよ再開せよとお願いを致しております。お戻りになることがあられたら、どうぞお早めにご来所ください。

- 令和6年能登半島地震で被災された皆様へ
災害専用フリーダイヤル 0120-776-110
- ※ 受付時間：8時30分～17時5分(土曜日の場合は、土、日、祝日不可)
- ※ 相談の対象は、石川県行政相談所が主催する「能登半島地震被災者支援センター」や「被災者支援センター」の被災者の方です。
- ※ 石川県のほか、076-264-1100にてご利用下さい。
- 行政相談専用ダイヤル
076-264-1100 又は **0670-090110**
- ※ いずれも受付時間は平日 8:30～17:15、受付時間外は留守番電話)
- インターネットはこちら
- FAX: 076-222-5233

【よくある質問】 ガイドブックの閲覧、印刷、ダウンロードについては、アンケートを実施しております。

総務省 石川行政評価事務所
〒920-0024
石川県野々市市下野々町 石川県行政評価事務所
電話：076-229-5232

目次	
住まいや身の回りについて	民間の手続きのこと
1. 被災被害の発生(1/1)	18. 県庁舎直轄、旧債の損失や債権を 賠償に請求(1/2)
2. 住宅の被害(被災被害)の状況(1/2)	19. 災害被害の発生(1/2)
3. 被災被害の発生(1/2)	20. 災害被害の発生(1/2)
4. 被災被害の発生(1/2)	21. 被災被害の発生(1/2)
5. 住宅被害の発生(1/2)	22. 被災被害の発生(1/2)
6. 被災被害の発生(1/2)	23. 被災被害の発生(1/2)
7. 被災被害の発生(1/2)	24. 被災被害の発生(1/2)
8. 被災被害の発生(1/2)	25. 被災被害の発生(1/2)
9. 被災被害の発生(1/2)	26. 被災被害の発生(1/2)
10. 被災被害の発生(1/2)	27. 被災被害の発生(1/2)
11. 被災被害の発生(1/2)	28. 被災被害の発生(1/2)
12. 被災被害の発生(1/2)	29. 被災被害の発生(1/2)
13. 被災被害の発生(1/2)	30. 被災被害の発生(1/2)
14. 被災被害の発生(1/2)	31. 被災被害の発生(1/2)
15. 被災被害の発生(1/2)	32. 被災被害の発生(1/2)
16. 被災被害の発生(1/2)	33. 被災被害の発生(1/2)
17. 被災被害の発生(1/2)	34. 被災被害の発生(1/2)
18. 被災被害の発生(1/2)	35. 被災被害の発生(1/2)
19. 被災被害の発生(1/2)	36. 被災被害の発生(1/2)
20. 被災被害の発生(1/2)	37. 被災被害の発生(1/2)
21. 被災被害の発生(1/2)	38. 被災被害の発生(1/2)
22. 被災被害の発生(1/2)	39. 被災被害の発生(1/2)
23. 被災被害の発生(1/2)	40. 被災被害の発生(1/2)
24. 被災被害の発生(1/2)	41. 被災被害の発生(1/2)
25. 被災被害の発生(1/2)	42. 被災被害の発生(1/2)
26. 被災被害の発生(1/2)	43. 被災被害の発生(1/2)
27. 被災被害の発生(1/2)	44. 被災被害の発生(1/2)
28. 被災被害の発生(1/2)	45. 被災被害の発生(1/2)
29. 被災被害の発生(1/2)	46. 被災被害の発生(1/2)
30. 被災被害の発生(1/2)	47. 被災被害の発生(1/2)
31. 被災被害の発生(1/2)	48. 被災被害の発生(1/2)
32. 被災被害の発生(1/2)	49. 被災被害の発生(1/2)
33. 被災被害の発生(1/2)	50. 被災被害の発生(1/2)
34. 被災被害の発生(1/2)	51. 被災被害の発生(1/2)
35. 被災被害の発生(1/2)	52. 被災被害の発生(1/2)
36. 被災被害の発生(1/2)	53. 被災被害の発生(1/2)
37. 被災被害の発生(1/2)	54. 被災被害の発生(1/2)
38. 被災被害の発生(1/2)	55. 被災被害の発生(1/2)
39. 被災被害の発生(1/2)	56. 被災被害の発生(1/2)
40. 被災被害の発生(1/2)	57. 被災被害の発生(1/2)
41. 被災被害の発生(1/2)	58. 被災被害の発生(1/2)
42. 被災被害の発生(1/2)	59. 被災被害の発生(1/2)
43. 被災被害の発生(1/2)	60. 被災被害の発生(1/2)
44. 被災被害の発生(1/2)	61. 被災被害の発生(1/2)
45. 被災被害の発生(1/2)	62. 被災被害の発生(1/2)
46. 被災被害の発生(1/2)	63. 被災被害の発生(1/2)
47. 被災被害の発生(1/2)	64. 被災被害の発生(1/2)
48. 被災被害の発生(1/2)	65. 被災被害の発生(1/2)
49. 被災被害の発生(1/2)	66. 被災被害の発生(1/2)
50. 被災被害の発生(1/2)	67. 被災被害の発生(1/2)
51. 被災被害の発生(1/2)	68. 被災被害の発生(1/2)
52. 被災被害の発生(1/2)	69. 被災被害の発生(1/2)
53. 被災被害の発生(1/2)	70. 被災被害の発生(1/2)
54. 被災被害の発生(1/2)	71. 被災被害の発生(1/2)
55. 被災被害の発生(1/2)	72. 被災被害の発生(1/2)
56. 被災被害の発生(1/2)	73. 被災被害の発生(1/2)
57. 被災被害の発生(1/2)	74. 被災被害の発生(1/2)
58. 被災被害の発生(1/2)	75. 被災被害の発生(1/2)
59. 被災被害の発生(1/2)	76. 被災被害の発生(1/2)
60. 被災被害の発生(1/2)	77. 被災被害の発生(1/2)

行政相談委員の団体が発行している災害リーフレットも被災者に提供



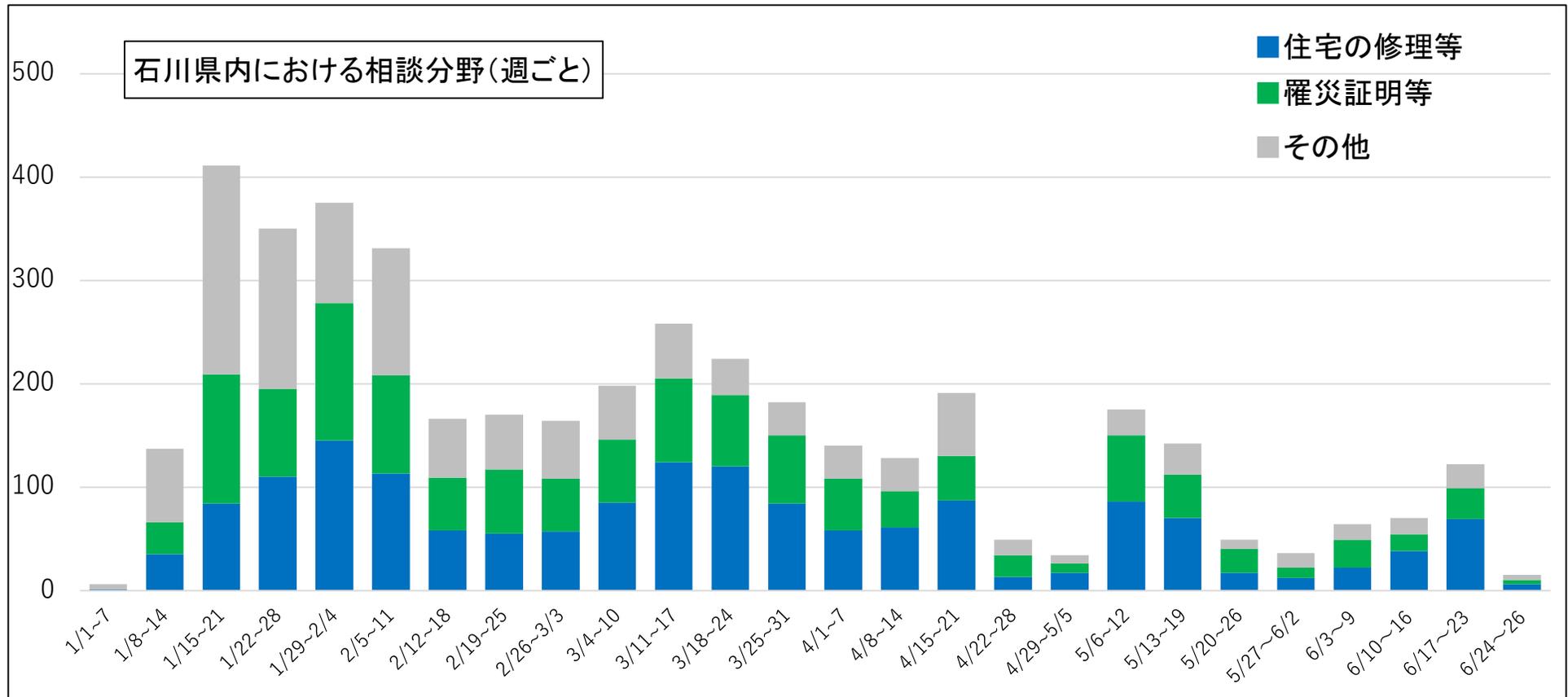
「災害専用フリーダイヤル」 設置(1/12～)

現場で把握したニーズや、フリーダイヤル等に寄せられた
ご相談は、内容に応じて、適宜、関係機関に照会・相談して対応

石川県内の相談受付件数と相談内容(6月末時点)

相談受付件数は約4,000件。相談内容は罹災証明、住宅修理等の相談が大半

- ✓ 罹災証明の「手続きに関する照会」→4月以降は「(罹災証明の)判定に関する相談(判定に納得できない)」にシフト
- ✓ 住宅修理等は、修理費用に関する支援制度や仮設住宅に関する相談が大半
最近では公費解体に関する相談が増えてきている(例:家財を搬出できないが、どうすればよいか)



関係機関と連携した課題解決事例

罹災証明(2次避難をされている方からのご相談)

輪島市から金沢市などに避難しているが、罹災証明書の申請の際には輪島市の窓口に行かなければいけないのか教えてほしい。

内閣府通知を基に、「避難先の自治体が、被災者に代わって被災者の住家が所在する自治体に罹災証明書の申請書を転送」できる旨を案内

珠洲市に申請した罹災証明書を珠洲市に行かなくても交付してもらえる方法はないか。

珠洲市に照会。「市に来られない場合には、市が申請書に書かれた連絡先に電話するなどして必要な対応を行った上で、郵送することは可能」との回答

仮設住宅(1.5次避難所にある相談所に寄せられたご相談)

輪島市の仮設住宅の申込みをしたいが、母が新型コロナウイルスに感染し、一次的に外出制限をしていたため、輪島市への仮設住宅の申込期限を過ぎてしまった。輪島市に仮設住宅の申込みはできないか。

その場で輪島市の担当者と携帯電話で連絡を取りつつ、相談者に対し対面で、仮設住宅の電子申請の申込みをサポート

みなし仮設住宅(自治体からのご相談)

ライフラインが途絶しているため、みなし仮設住宅の入居要件に該当するはずだが、それが明確でないため、なかなか仮設住宅の案内ができない。

内閣府から、被災自治体に対して、「ライフラインが途絶している場合にもみなし仮設住宅の入居が可能」である旨を通知。みなし仮設住宅の申請が進む

マイナンバーカード(2次避難をされている方からのご相談)

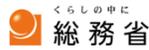
避難先の市区町村で、マイナポータルで罹災証明を申請しようとしたところ、暗証番号を3回間違えてロックされてしまった。避難先の市区町村でマイナンバーカードの暗証番号の再設定をしたいが、住所地市区町村(奥能登地域)の窓口でなければならないとされている。避難先の市区町村でも再設定できるようにしてほしい。

1/22から特例的に、石川県内の一部の市町の住民の方については、避難先の市区町村の窓口でマイナンバーカードの電子証明書の暗証番号の再設定をできるよう、1/19に総務省から全国の自治体に通知

【参考①】石川県の地元紙に被災者支援情報を掲載(1/19)

壁に貼るなど
周りの方にも
お伝えください

-被災者生活支援情報-



令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます

代表的な支援策について

① 罹災証明書の申請手続について教えてください。

- 各市町にお問い合わせください。(輪島市、穴水町は電子申請のみ受付) ※輪島市については交付時期が未定(1/17時点)
- 申請には、罹災証明書交付申請書、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)、被害の状況が確認できる写真等(自己判定方式の場合)、判定が必要な家屋の位置図(市町によっては不要になります)、代理人が申請する場合は委任状が必要です。

罹災証明のオンライン申請 県内14市町で罹災証明書のオンライン申請を開始しています。詳細はデジタル庁HPをご覧ください。



② 被災した自宅の応急修理を依頼したいが、詳しい内容を教えてください。

- 各市町にお問い合わせください。
- 災害により住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- 1世帯当たり70万6千円(準半壊は34万3千円)が上限となります。

③ 被災した家族を安全なところへ避難させたい。2次避難について教えてください。

- 令和6年能登半島地震2次避難所運営事務局コールセンター(0120-266-755)にお問い合わせください。
- 相談いただいた内容をお住まいの市町・県と共有し、事務局が移動や宿泊先の手配を行います。
- 自宅や仮設住宅等への入居が始まるまでの間、一時的に、被災地の避難所から、金沢以南や県外のホテル・旅館に避難いただけます。

④ 当面の生活資金に困っているので、何か利用できる制度があるのか教えてください。

- 各市町が社会福祉協議会にお問い合わせください。
- 被災者生活再建支援金の支給や、災害援護資金の貸付(世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて貸付を受けられる制度)、低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対する生活福祉資金の貸付(緊急小口資金、福祉費(災害援護費))などがあります。

⑤ 被災しても各種手続は期日までに行わないといけないのか。

- 運転免許などの許認可等の存続期間(有効期間)が延長されます(最長で令和6年6月30日まで)。→詳しくは、ガイドブックか「総務省特設ページ」をご覧ください。
- 各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が、令和6年4月30日まで延長されます。
- その他、法人に係る破産手続開始の決定の留保、相続放棄等の熟慮期間の延長、民事調停の申立手数料の免除などがあります。



これからの生活再建に向け、何から手を付けていけばよいか、どんな支援があるかなど、お役に立つ情報をまとめたガイドブックを作成し、各避難所等にお配りしています

災害専用フリーダイヤルのお知らせ

被災された皆様への支援など、どのようなものがあるか、どこに相談したらよいかなどのご相談はこちら

0120-776-110

受付期間：令和6年1月12日(金)から当面の間
受付時間：8時30分～17時15分(当面の間は、土・日・祝日も受付)
対象地域：石川県全域
受付内容：役所の仕事や手続、各種の支援措置などについての問合せ、相談
※直接お答えできない場合でも、支援措置を講じている関係機関等と協力して、情報を提供します。

ガイドブックについて

生活支援情報をまとめたガイドブックを市町の役場や避難所等にお届けしています



- ガイドブックの最新版は、石川行政評価事務所ホームページに掲載しています
- 各市町で開設する相談所の最新情報もホームページに掲載しています



石川行政評価事務所

相談所一覧

県内避難所等にて、被災者の皆様からの問合せや相談を無料で受け付けています(事前予約は不要。秘密厳守)

市町名	開設場所	開設日	開設時間	問合せ先
金沢市	いしかわ総合スポーツセンター1.5次避難所内 (金沢市稚日野町北222) ※「1.5次避難所」の入り口から入って左手奥にブースがあります	1月13日(土) ～当面の間	10時～15時	076-222-5232 (石川行政評価事務所)
	旭町保育園(金沢市旭町2-13-1)	1月24日(水)	13時～16時	
	近江町いちば館4階(金沢市青草町88)	1月25日(木)	13時30分～16時	
野々市市	野々市市保健センター1階検診室(野々市市3納3丁目128番地)	1月22日(月) 2月1日(木)	14時～16時	
小松市	小松市役所1階くらしあんしん相談センター(小松市小馬出町91)	1月25日(木)	13時～15時	
かほく市	かほく市障害者相談支援センター相談室(かほく市宇野気-71-2)	1月25日(木)	13時30分～15時	
中能登町	行政サービス庁舎2階201会議室(中能登町能登部下91-23)	1月25日(木)	13時30分～16時	

※七尾市では、【1月29日(月)～2月10日(土)のいずれか2、3日】に開設予定
※輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、志賀町においても1月下旬以降、順次開設予定

ホテル・旅館等への2次避難について(石川県からのお知らせ)

- 自宅や仮設住宅等への入居が始まるまでの間、一時的に、被災地の避難所から、金沢以南または県外のホテル・旅館に避難いただけます
- 相談いただいた内容をお住まいの市町・県と共有し、移動や宿泊先の手配を行います

ホテル・旅館へ避難可能な方	受付時間	問合せ先	備考
<ul style="list-style-type: none"> ホテル・旅館での自立した生活が可能なお方 ご家族の介助によりホテル・旅館での生活が可能なお方 	9時～18時 (土日祝も含む)	0120-266-755 (令和6年能登半島地震2次避難所運営事務局コールセンター)	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊料はすべて無料 ※食事の提供については、施設によって取扱いが異なります 罹災証明は不要



総務省

珠洲市

相談無料
秘密厳守

災害合同相談所

能登半島地震で被災された方からの
ご相談を専門家がお受けします！

日時 **7月7日(日)**
12:30~15:30

※予約不要。混雑時は開始時間前に整理券を配布

場所 **珠洲市多目的ホール**
ラポルトすず
(珠洲市飯田町1-1-8)



相談員 **住宅金融支援機構 弁護士 司法書士**
行政書士 建築士 行政相談委員 行政評価局

このようなお困りごとなどはありませんか？

- 住宅を修理すべきか、解体すべきか迷っている
- 隣家が倒壊し、自宅に被害を受けたがどうしたらいいか
- 公費解体のために、相続人の同意が取れず困っている
- 利用できる支援制度について教えてほしい



裏面も
ご覧ください

お問い合わせ

▼ 総務省 石川行政評価事務所
☎076-222-5232 (受付時間：平日 8時30分～17時15分)

石川県・珠洲市・総務省石川行政評価事務所



総務省

能登半島地震で被災された方からの
ご相談をお受けします！

相談無料
秘密厳守

お困りごと相談所

日時 **7月9日(火) 9時30分～12時**

場所 **輪島市役所 1階 特設会場**
(輪島市二ツ屋町2-29)

相談員 **行政書士、行政相談委員、石川行政評価事務所**

こんなお困りごとはありませんか？

- 利用できる支援制度について教えてほしい
- り災証明や各種支援金などの申請手続きについて知りたい
- 地震で被害を受けて困っているが、どこに相談してよいか分からないなど

総務省では、被災された方のための
災害専用フリーダイヤルも開設しています。

☎ **0120-776-110**

(受付時間：平日 8時30分～17時15分)



お問い合わせ

▼ 総務省 石川行政評価事務所
☎076-222-5232 (受付時間：平日 8時30分～17時15分)